

河環第1297号
令和元年9月9日

教育庁私学課長 様

都市整備部長
(公印省略)

河川における水難事故防止について (依頼)

標記について、平成31年4月19日付河環第1060号にて、依頼をしていたところですが、令和元年9月7日、高槻市を流れる芥川で水難事故が発生しました。

つきましては、河川水難事故の未然防止に向けて、下記の点について、所管の学校及び域内の市町村教員委員会等に再度周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 河川には目に見えない深みがあり、浅いところであっても水難に遭うおそれがあることから、幼児・児童が個人やグループで河川に遊びに行く際は、必ず保護者や大人の引率者が同行すること。
- 2 大雨、洪水、波浪、雷等の警報や注意報が発令された際には、河川への外出を控えるとともに、外出時において天候が急激に変化した場合は、集中豪雨により河川の急激な増水の恐れがあるため、速やかに河川から離れること。
- 3 増水した河川には近づかないこと。